

成蹊大学図書館メディアルーム利用内規

制 定 昭和58年9月1日
大 学 評 議 会
最新改正 2019年12月17日
図 書 館 委 員 会

(趣旨)

第1条 この内規は、成蹊大学図書館利用規則（以下「利用規則」という。）第11条の規定に基づき、図書館内のメディアルームの利用に関し必要な事項を定める。

(利用時間)

第2条 メディアルームの利用時間は、利用規則第5条に定める閉館時間の30分前までとする。

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、利用時間を変更することができる。

(利用資料)

第3条 メディアルーム内の機器を用いて利用することができる視聴覚資料（以下「資料」という。）は、原則として、本学所蔵のものに限る。

(利用資格)

第4条 メディアルームの利用は、原則として、利用規則別表において、視聴覚資料の貸出利用者として記載された者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、延滞その他図書館利用制限がある者は、メディアルームを利用することができない。

(利用手続)

第5条 メディアルームの利用を希望する者は、成蹊学園教職員証、成蹊大学学生証若しくは図書館利用証の形態及び発行に関する内規第2条に規定する利用証を担当者に提示するものとする。

(館外貸出し)

第6条 法令又は契約により館内のみで利用することとされている資料は、館外貸出しを行わない。

2 機器の館外貸出しは、行わない。ただし、教育上又は研究上の理由により図書館長が必要と認めたときは、特別に貸出しを許可することができる。

3 前項ただし書の適用を受けようとするときは、所定の願書を提出して、図書館長の許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第7条 メディアルームの利用に当たっては、担当者の指示に従い、必要な機器以外の操作をしてはならない。

2 機器の使用中に故障が生じた場合には、利用者は、速やかに担当者にその旨を知らせなければならない。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、図書館委員会の議を経なければならない。

附 則 (昭和58年9月1日制定)

この規程は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則 (昭和62年2月4日一部改正)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (2006年2月15日一部改正)

この内規は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (2010年7月27日一部改正)

この内規は、2010年5月10日から施行する。

附 則 (2010年12月8日一部改正)

この内規は、2010年12月8日から施行する。

附 則 (2019年1月29日一部改正)

この内規は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2019年12月17日一部改正)

この内規は、2020年4月1日から施行する。